

千葉労働局の組織変更のご案内

平成28年4月から「雇用環境・均等室」がスタート

目的

- ・男女ともに働きやすい雇用環境の実現に向けた総合的な行政を展開するため、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進します。
- ・労働相談の利便性をアップするため、パワハラや解雇等に関する相談窓口とマタハラやセクハラ等に関する相談窓口を、同一の組織で一体的に進めます。
- ・また、個別の労働紛争を未然に防止する取組み（援助・指導）と解決への取組み（調停・あっせん）を同一の組織で一体的に進めます。

組織

雇用環境・均等室

※雇用均等室業務に企画室及び労働基準部・職業安定部の業務の一部を統合

企画部門

指導部門

総合労働相談コーナー

所管

雇用環境・均等室では、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく業務に加え、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの確保及び働き方改革、労働契約法の無期転換ルールの周知等や、セクハラ・マタハラ、パワハラ・不当解雇等を含むあらゆる個別労働紛争の防止・解決に関する施策を一体として実施します。

企画部門

TEL : 043(306)1860
FAX : 043(224)7675

- ・各部総合調整・広報
- ・働き方改革の周知・啓発など
- ・両立支援等に係る助成金

指導部門

TEL : 043(221)2307
FAX : 043(221)2308

- ・労働時間等設定改善、労働契約法、働き方改革の相談・働きかけなど
- ・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談、指導及び解決のための援助・調停
- ・女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出など
- ・職場意識改善に係る助成金
- ・個別労働紛争解決のためのあっせん

総合労働相談コーナー

TEL : 043(221)2303

- ・労働相談（各ハラスメントや解雇等）や民事上の個別労働紛争解決への助言・指導及びあっせん受付



厚生労働省 千葉労働局雇用環境・均等室

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2合同庁舎